

●香川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月28日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市十川西町字吉田1308番 2地先から 高松市十川西町字吉田181番 2地先まで	8.5～33.1	44	令和8年7月14日付け香川県告示第144号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年8月28日